住所　大阪府大阪狭山市大野台７丁目９番５号
鄭彰讃　昭和19年７月26日生
朴絹子　昭和26年１月16日生
鄭鎮浩　昭和56年７月９日生
住所　浜松市南区中田島町1656番地２
ジョゼフィ・ジェフェルソン・ズアノン・デ・ヴァスコンセロス　昭和50年６月18日生
住所　静岡市清水区高橋５丁目７番12号
ホリバ・タダシ　昭和19年10月17日生
住所　名古屋市千種区上野３丁目４番26号
張世一　昭和30年１月30日生
李鎖子　昭和30年７月４日生
張舜　昭和57年10月16日生
張フィンユウジン　平成24年１月17日生
住所　長崎市横尾５丁目２番15―301号
閻忠林　昭和42年９月13日生
張麗華　昭和43年３月21日生
閻美玉　平成２年12月４日生
閻俊　平成13年８月17日生
住所　東京都墨田区文花１丁目26番28―511号
楊春雨　平成４年１月21日生
住所　兵庫県姫路市増位新町１丁目19番地２
崔容成　昭和58年１月２日生
住所　兵庫県豊岡市正法寺425番地５
デシー・エヘルント・ナルミ　昭和56年１月28日生
住所　富山市永久町８番８号
朴詞昭　昭和51年５月17日生
住所　山口県下関市綾羅木本町６丁目20番23号
沈和美　昭和55年12月11日生
住所　茨城県土浦市下高津４丁目４番４号
房正淑　昭和42年８月９日生
住所　滋賀県守山市播磨田町1014番地２
沈萬守　昭和53年９月22日生
住所　千葉県佐倉市大蛇町94番地１
李鍚朝　昭和３年２月19日生
住所　名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地
池広将　昭和56年５月16日生
住所　愛知県豊田市平芝町６丁目40番地９
河雪子　昭和36年２月18日生
住所　愛知県知多市八幡字荒古後107番地１
姜泉　昭和49年３月３日生
住所　東京都江東区越中島２丁目２番８号
王雨恒　平成２年11月17日生

○外務省告示第二百七十九号

平成二十六年八月八日にコナクリで、ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億二千万円
3　署名者
日　本　側　中野直継在ギニア大使
世界食糧計画側　エリザベス・フォール在ギニア事務所代表

平成二十六年八月十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十号

平成二十六年八月八日にキガリで、ンゴマ郡灌漑開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がルワンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ンゴマ郡灌漑開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十五億四千九百万円
3　贈与の供与期限　平成三十年五月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　小川和也在ルワンダ大使
ルワンダ側　クラヴェール・ガテテ財務大臣

平成二十六年八月十九日

外務大臣　岸田　文雄

○国土交通省告示第八百四十八号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十六年八月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　19
(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会
一般社団法人日本サッシ協会
(三)　変更後の代表者の氏名　堀　秀充
堀　秀充
(四)　変更年月日　平成二十六年五月三十日

○防衛省告示第百五十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年八月十九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年八月二十八日の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が平成二十六年八月十八日次のとおり決定された。

平成二十六年八月十九日

防衛大臣　小野寺五典

陸上施設
◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇八七	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市	国有	建物：約九、九〇〇平方メートル 工作物：門等 小学校等として追加提供する。

○関東地方整備局告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　桐生都市計画道路事業３・５・22号幸橋線
三　事業施行期間　自平成二十六年八月十九日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　群馬県桐生市本町三丁目、仲町一丁目、東一丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線
三　事業施行期間　自平成二十六年八月十九日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都中野区江古田一丁目及び新宿区西落合四丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百二十六号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川江戸川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十六年八月十九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）